

2017(H29)～2029(H41)

第2次稲敷市総合計画 第3回審議会資料
策定方針及び基本構想(案)

項目

I 策定方針	
1.総合計画の策定にあたって	頁1
2.総合計画の構成について	頁8
3.総合計画の策定体制について	頁9
4.住民参加の取組方針について	頁10
II 基本構想(案)	
1.基本理念・将来像	頁13
2.まちづくりの基本目標	頁14
3.将来指標(人口フレーム)	頁15
4.施策の大綱	頁16
5.土地利用構想	頁18

I 策定方針

1. 総合計画の策定にあたって

(1) 総合計画って？

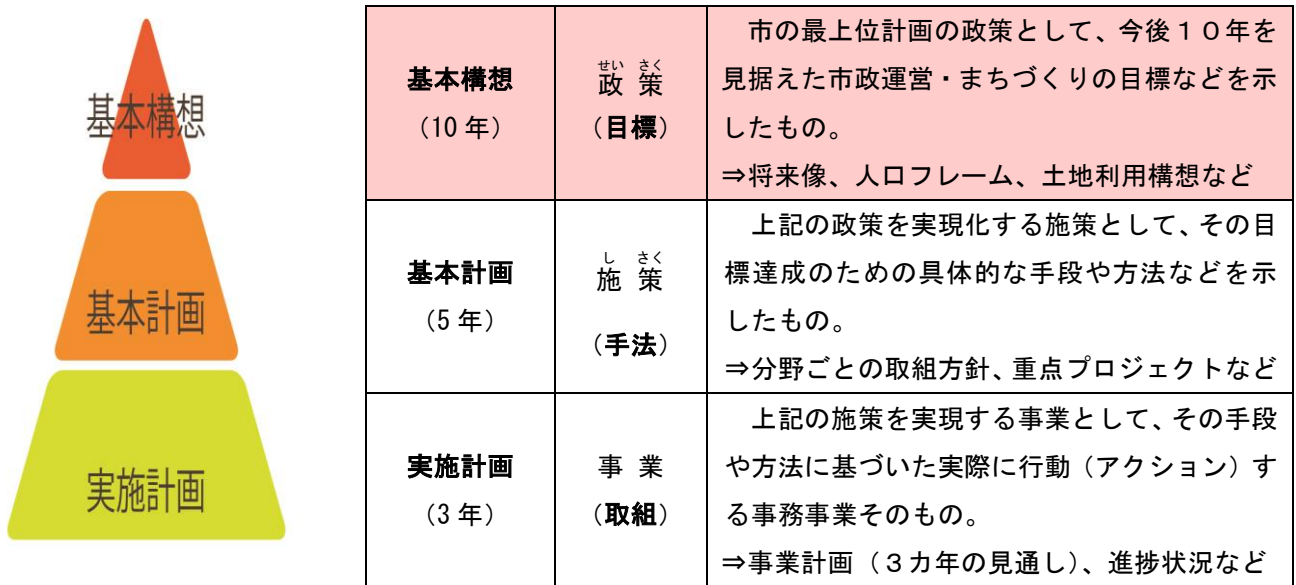
多くの市町村で策定されている総合計画は、市政運営の総合的な指針、本市のまちづくりの最上位計画として、市政全般に関わる分野を網羅し、昨今では、行政、地域や企業・団体、住民など、みんなの計画として策定される計画です。

また、その構成は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造で構成され、それぞれで計画期間が異なり、基本構想10年・基本計画5年・実施計画3年となっています。

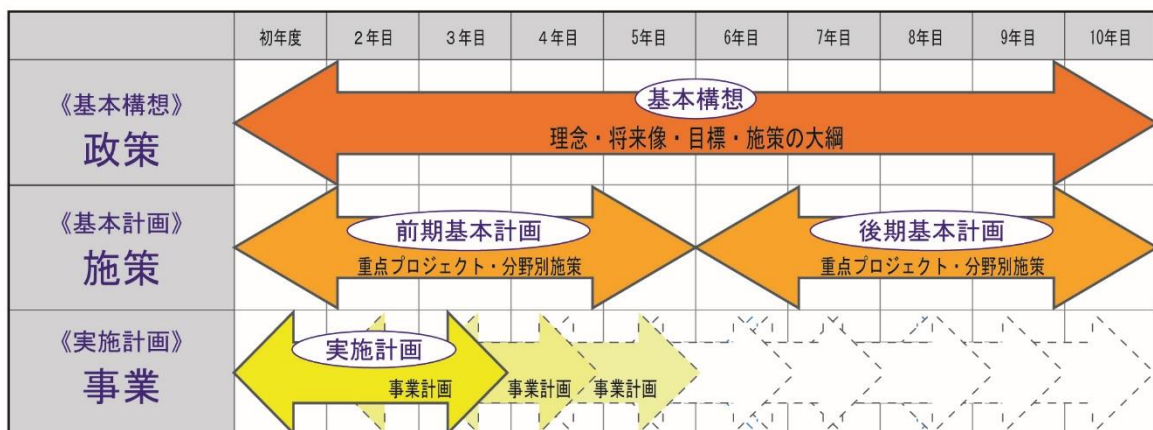
一般に、市民の方々が目にする総合計画は、基本構想と基本計画（重点プロジェクト等を含む）の内容を編集した冊子（報告書）等であると言えます。

一方、実施計画は、毎年の予算編成と連動するなど、行財政運の基本的な土台（プラットフォーム）として活用している市町村が多く、稲敷市も同様のスタイルで、3カ年の実施計画としつつも、必要性に応じ見直しができる「ローリング方式」を採用しています。

◆市町村の一般的な総合計画のスタイル



◆計画の期間



(2) 総合計画の策定について

市町村が策定する総合計画は、これまで地方自治法（第2条第4項）により、総合計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けされていました。

しかしながら、平成23年5月2日の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなっています。

このような中、稲敷市では、今後の市を取り巻く厳しい状況を踏まえ、長期的な市のビジョンを持ち、これを行政だけでなく、市民・団体・地域など、多くの方々と共有し、計画的に取り組んでいくことがこれまで以上に必要となることを踏まえ、「稲敷市総合計画策定条例」を設け、市政運営の総合的な指針、本市のまちづくりの最上位計画として策定することとしました。

◆これまでの総合計画

地方自治法（第2条第4項）により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされ、策定しなければならない計画であった。

⇒

策定
義務

一部改定
(策定義務部分の削除)

◆現在の総合計画

地方自治法の一部改訂を受けて稲敷市では、総合計画条例を制定し、この条例に基づき、「規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする」と位置づけ、今後の厳しい状況を踏まえ、市政運営の総合的な指針、本市のまちづくりの最上位計画として策定することとしました。

⇒

積極
的に
策定

(3) 総合計画の今日的な課題について

これまで総合計画は、策定義務のある法定計画（作らなければならない計画）でしたが、平成23年5月の地方自治法一部改正を受けて、全国の先進的な市町村では、そのあり方を含め総合計画の“かたち”そのものを見直す市町村も出てきました。

その背景には、市の最上位計画とされながらも、総合計画が抱える課題があり、これはそれぞれの市町村固有な課題ではなく、総合計画そのものの今日的な課題と言えます。

当然、稲敷市の総合計画の今日的な課題として、今回の総合計画の策定を契機に、その対応・対策を講じていきたいと考えます。

◆課題-1 まちづくりの目標などの共有化

市町村の最上位計画として策定されながらも、市政運営のすべての分野を考え方から事業等まで網羅した非常に範囲の広い計画であることや、行政特有の言い回しなどもあり、分かりにくいという指摘が少なくありません。さらに、行政内部においても、企画・政策セクションが担当して作る計画であり、普段から市の政策（目標）や施策（目標を実現化する手法）などを意識して業務に取り組んでいる職員は多くはないと言われます。

そのため、総合計画の策定過程への市民参画や職員参画に積極的に取り組むとともに、計画内容の表現や情報量等に配慮し、シンプルで分かりやすい総合計画とし、みんなで共有される総合計画となるよう配慮することが求められます。

◆課題-2 社会経済・地域情勢変化への対応

総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とし、それぞれが関連したそれぞれが一定以上のウエイト（重要度）を持った階層的な計画として形づくられていました。しかしながら、昨今の世の中のスピード感への対応が危ぶまれてきています。

また、構想計画・基本計画・実施計画それぞれの期間においても、4年に1度の市町村長選挙と、総合計画の10年（基本構想）・5年（基本計画）との時期が合わない状況になっています。

そのため、構想計画・基本計画・実施計画それぞれの役割や位置付けとともに、その計画期間についても合わせて見直すなど、情勢変化に対応できる総合計画とすることが求められます。

◆課題-3 予算や評価等の運営システムの改善・見直し

右肩上がりの社会・経済の時代は終焉し、長い低迷期に突入していますが、今後のまちづくりにおいても、このような状況の中、限られたお金（予算）を優先順位の高い事業に投資すること（選択と集中）や、新たな事業をやる場合は、既存の事業の縮小・廃止（スクラップ&ビルド）を行っていかねば、市政運営ができない時代を迎えつつあります。

したがって、今後の行財政運営においては、計画して実行するだけでなく、PDCAサイクル（計画[Plan]→実行[Do]→評価[Check]→改善[Action]）を構築するため、実施計画を土台（プラットフォーム）とした予算や事務事業の見直しを推進する総合的な運営システムとしていくことが求められています。

(4) 策定方針について

下記の策定方針に基づき、稲敷市を取り巻く環境の変化、総合計画の動向及び今日的な課題などを踏まえた「(仮称) 第2次稲敷市総合計画」の策定作業を進めることとします。

◆方針-1 市の最上位計画と明確に位置づけ、稲敷市の総合的かつ長期的な計画とします

- (1) 市のあらゆる計画の上位に位置する最上位計画として位置づけます。
- (2) 計画範囲は、市政運営・まちづくり全般を網羅する計画とします。
- (3) 先行的に取り組んでいる人口ビジョン・総合戦略との整合を図ります。

◆方針-2 市民・地域・行政みんなが共有できる分かりやすい計画とします

- (1) 策定過程において、市民や職員が参画できる機会を積極的に設けることで共有化を促進します。
- (2) わかりやすい計画とすることで職員はもとより、市民と共有できるものとします。
- (3) 計画の構成のあり方を見直し、分かりやすい構成の計画とします

◆方針-3 激しい情勢変化に対応できる実効性の高い計画とします

- (1) 社会情勢と本市の状況を踏まえ、人口減少時代において何をすべきかを明らかにします。
- (2) 取り組むべきプロジェクトを明確にした「重点プロジェクト」を作成します。
- (3) 計画期間と市長選挙の時期を合わせ、市長マニフェストの連動性を確保します。

◆方針-4 計画策定後の計画を効果的に推進していくための仕組みを強化します

- (1) 策定過程において、関係各課や職員が連携する取り組みを積極的に導入します。
- (2) 重点プロジェクト等に積極的に取り組めるよう、計画と予算の連動性を強化します。
- (3) 計画に位置付けた施策の進捗状況などを把握するとともに、PDCAサイクルを適切に運用することにより、計画推進の実効性を確保します。

(5) 計画の構成と期間について

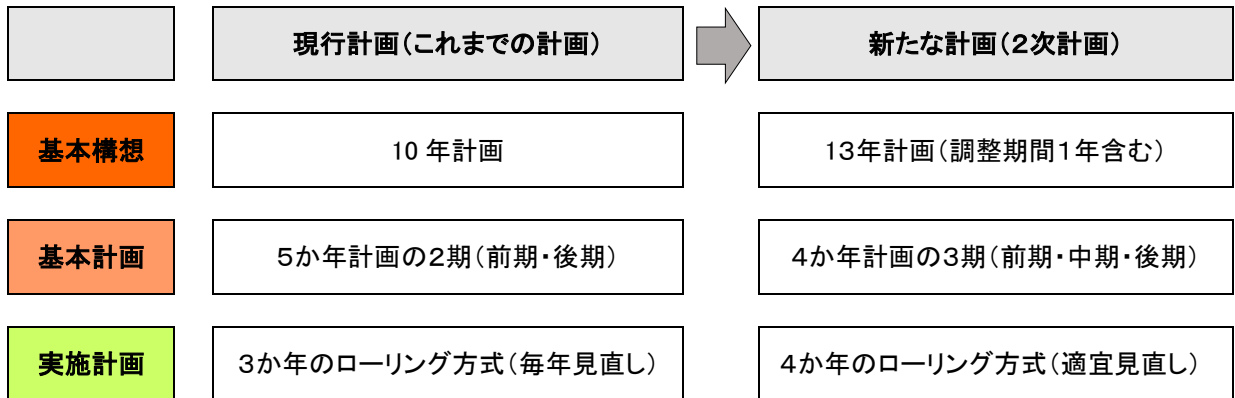
策定方針を踏まえ、策定する総合計画の期間及び構成を下記の通りとします。

- ①基本構想は、長期的なまちづくりとして、これまで同様の市の向かうべき方向を明確に示すものとし
ます。また、その期間は、基本計画等の期間に合わせ、平成29年から平成41年までの1
3カ年とします。

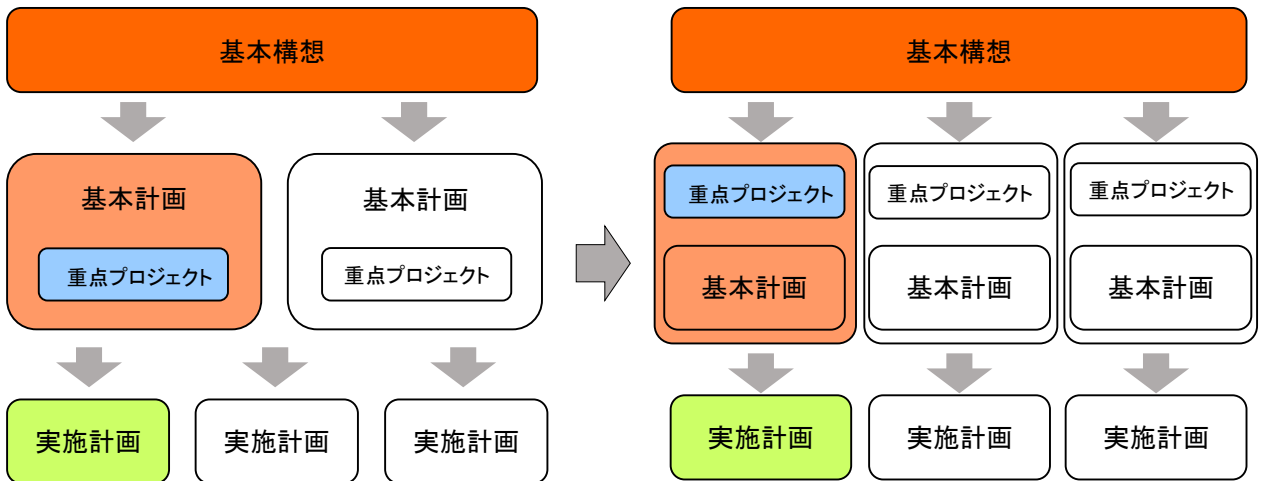
- ②基本計画は、基本計画の期間を市長任期及び実施計画と合わせることで、実施計画との連動性や実効性
を高めるものとしします。そのため、重点プロジェクトの実効性をこれまで以上に向上させ
ることが可能となります。
市長任期にタイミングに合わせ4年ごと3期（前期・中期・後期）とします。ただし、前
期（初回のみ）を5年とします。

- ③実施計画は、実施計画の期間も基本計画などに合わせ4カ年とし、適宜見直しが可能なローリング方式
とします。そのため、基本計画との連動性を高め、事務事業の進捗管理とともに、施策
の推進状況を把握できる仕組み（PDCAサイクルなど）とします。

◆総合計画の見直し(期間)



◆総合計画の見直し(構成イメージ)

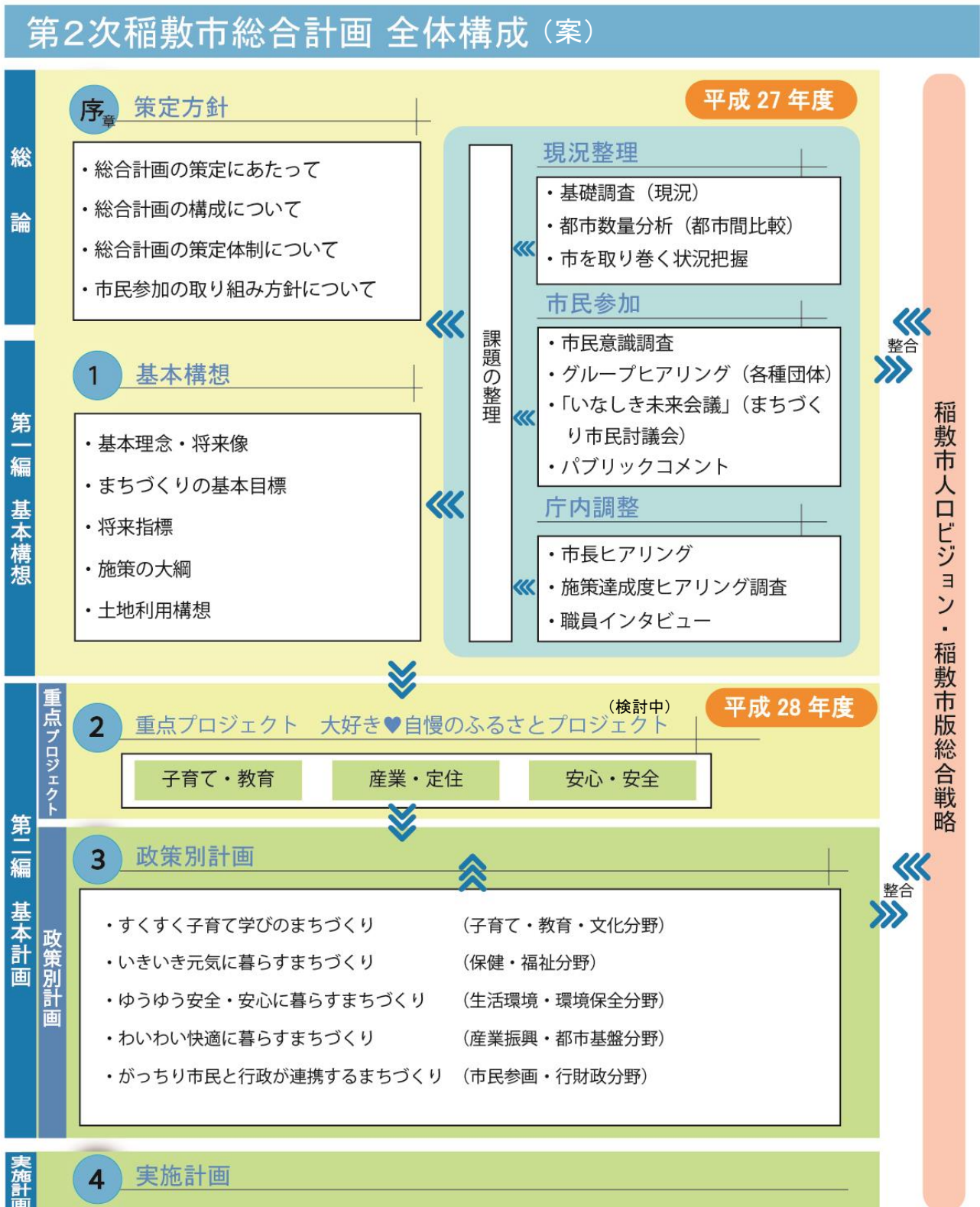


◆総合計画の見直し(策定期間)



2. 総合計画の構成について

図：総合計画の構成

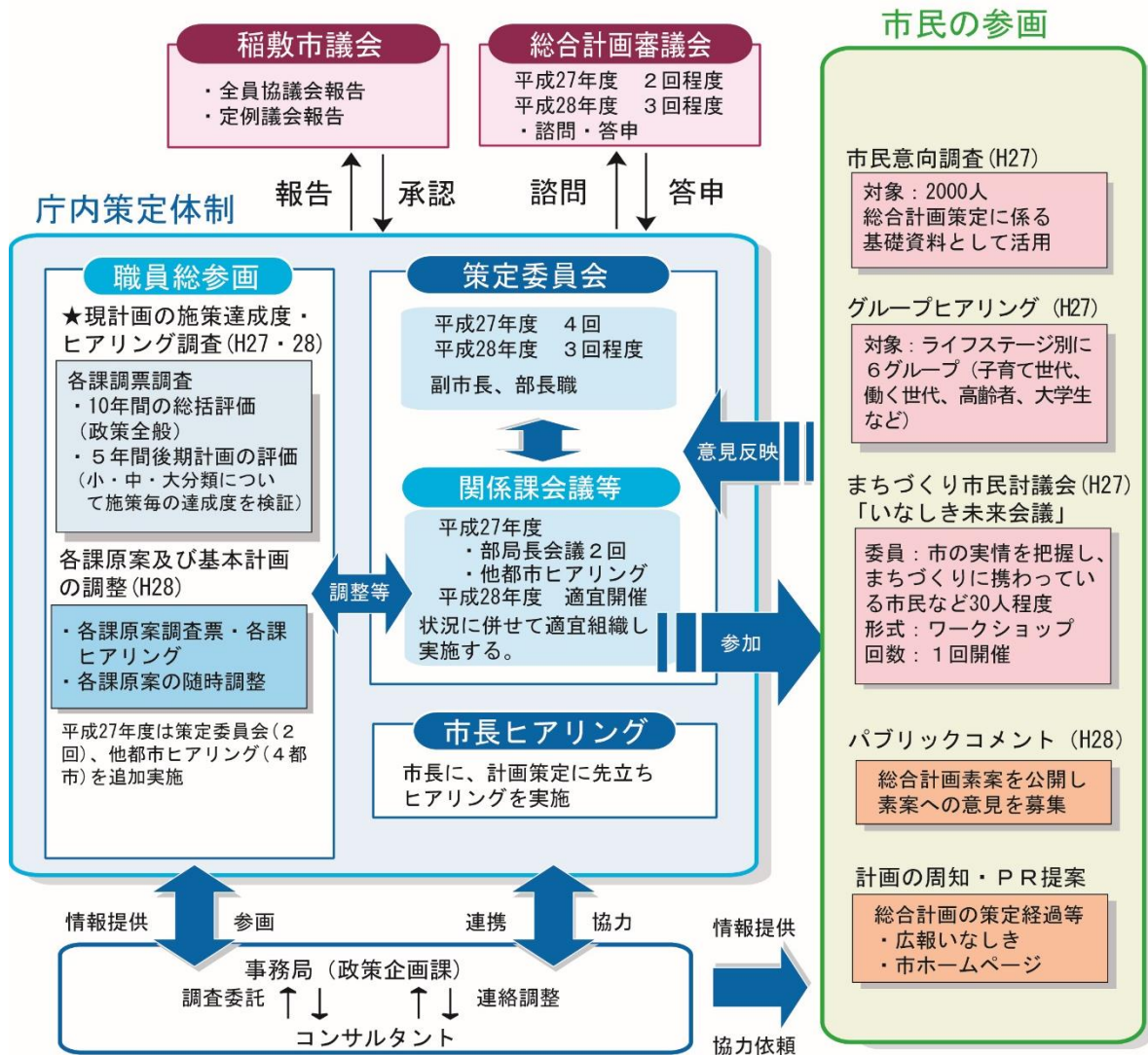


3. 総合計画の策定体制について

(1) 総合計画の策定体制

総合計画の策定にあたって、庁内の策定体制と市民の参画や総合計画審議会、稲敷市議会などとの関係を示した策定体制を以下のように示します。

図：策定体制



(参考)

- 総合計画審議会は全5回
(市民代表は、「いなしき未来会議」(まちづくり市民討議会)の参加者から数名を人選します)。
- 策定委員会は副市長・教育長・部長級で構成します。
- 策定委員会の下部組織については、必要に応じて組織します。
- 施策達成度調査は職員の協力により内容を調整し実施します。
- 市民参加は、市政に対し意欲がある人、関心がある人を中心とし、なるべく多くの若い世代の方に参加いただけるようにします。

4. 住民参加の取り組み方針について

(1) 住民参加の取り組み方針

総合計画の策定にあたって、下記の市民参加の場を設け、多くの市民意向を計画に反映します。

	項目	回数等	構成員・人数等	概要
①	市民意向調査 10月1日	全市アンケート調査	2,000人 を無作為抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間の評価 ・前期・後期・今回の結果の比較 ・生活環境評価はCS分析で実施
②	まちづくり市民討議会 「いなしき未来会議」 11月29日	平成27年度 1回	30名程度 アンケート対象者からの募集（アンケート調査に申込用紙同封）	ワークショップ形式 人口減少、経済低迷などの課題に対して、10年後の稲敷での豊かな暮らしについて考える「いなしき未来会議」を開催
③	グループヒアリング調査 11月	平成27年度 4日間程度	ライフステージ別（1回）で実施 1グループ6名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・若者グループ（大学生・専門学生） ・子育て世代1（未就学） ・子育て世代2（就学児） ・働く女性グループ ・働く男性グループ ・シニア（高齢者）世代
④	将来像サブタイトルアンケート	平成28年3月 3日～10日	いなしき未来会議	・基本構想の将来像「みんなが住みたい 素敵なまち」のサブタイトルに関して ご意見を伺う。
⑤	パブリック・コメント 他	平成28年度 1回	すべての市民	総合計画（素案）への意見募集
⑥	総合計画審議会 12月・3月	平成27年度 2回 平成28年度 3回	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員 （8名以内） ・学識経験者 （3名以内） ・各種団体 （8名以内） ・一般市民 （6名以内） 	<ul style="list-style-type: none"> →議長、各委員長 →大学教授、重点項目の専門家 →区長会・産業・教育文化・福祉・生活環境・ボランティア等 →各地区代表 女性代表子育て世代代表等

II 基本構想(案)

基本理念

まちづくりを進めていく上での基本姿勢、基本的な考え方です。

ふるさとを誇り愛する稲敷市民の想いを育みながら、稲敷市の潜在的な魅力を活かし、住民や行政と一緒に大胆かつ積極的なまちづくりを展開していく。

“まずはみんなでやってみよう！”
のまちづくり(仮)

将来像

普遍的な目指すべき将来の姿

計画期間の取組姿勢・アプローチ

前総合計画の将来像を継承

みんなが住みたい素敵なまち

～ちょっぴり自慢のふるさとプロジェクト(仮)～

これは、稲敷市が目指す普遍的な将来像、「みんなが住みたい素敵なまち」を引き続き継承するにあたり、第2次総合計画を推進していくために行政、市民が共有する取組姿勢、アプローチを示したものです。

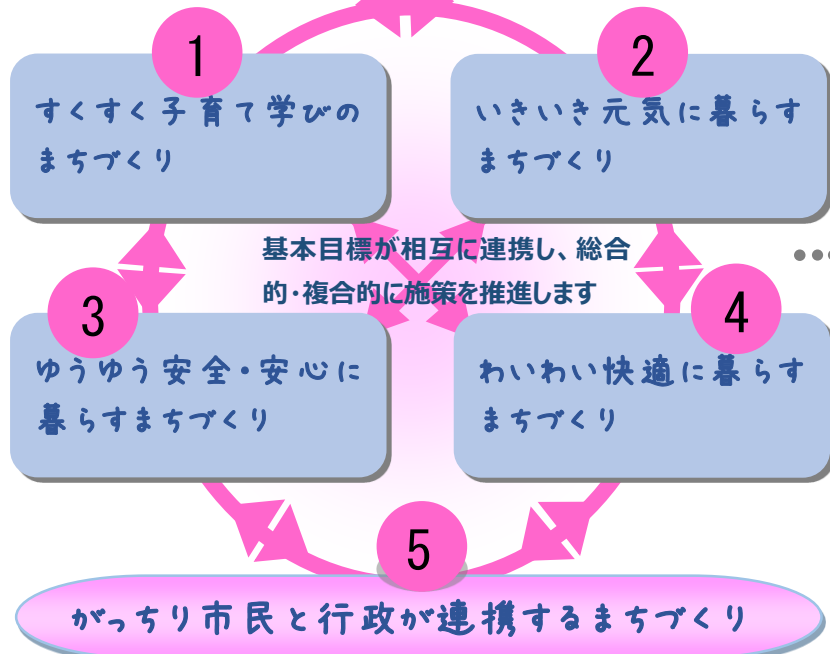
市民と行政が一体となって、稲敷市の個性や「らしさ」を生かした先導的な取組を導き出していくものです。

重点プロジェクト

まちづくりの基本目標

基本理念の通り将来像を実現するために取り組む基本的な目標です。

この項目が、基本計画の柱となり、具体的な施策・事業が示されます。



政策別計画

1. 基本理念・将来像

稲敷市がこれから13年間（目標年次平成41年度）、まちづくりを進めていく上での基本的な考え方を示します。

稲敷市は県内でも東京へのアクセスがよく、県内でも最も都市化が進んだ県南地域にありますが、つくばエクスプレス沿線や大規模な開発が進むエリアとは大きく異なり、人口減少や少子高齢化が著しいエリアに属しています。このまま現在の傾向が長期化すれば、稲敷市の活力がどんどん低下していくばかりでなく、地域社会の存続すら危ぶまれるなど、今後の稲敷市のまちづくりは、大きな転換期を迎えています。

稲敷市誕生からのこの10年間のまちづくりは、合併の各種調整やフォローアップが中心でしたが、今後のまちづくりにおいては、本来この地域が持っている魅力や活力が発揮できるよう、稲敷市が一つとなって、ひたむきに、粘り強く取り組んでいくことが必要と考えます。

そこで、これからの稲敷市は、ふるさとを誇り愛する稲敷市民の想いを育みながら、稲敷市の潜在的な魅力を活かし、住民や行政が一緒になって大胆かつ積極的なまちづくりを展開していくよう『“まずはみんなでやってみよう！”のまちづくり（仮）』を基本理念に掲げます。

この豊かな稲敷を次代に継承できるよう、今トライできること、将来につながる取組に積極的にチャレンジし、一つでも二つでも自慢できる“ふるさとプロジェクト”を稲敷市が一つとなって取り組んでいく姿勢で、将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現化を図ります。

◆基本理念（まちづくりの基本姿勢）

“まずはみんなでやってみよう！”
のまちづくり(仮)

【基本理念変更案】

- ・一人ひとりが主役のまちづくり
- ・みんなで考え進めるまちづくり
- ・みんなで一歩前進のまちづくり
- ・市民主演のまちづくり

◆将来像（前総合計画の継承）

みんなが住みたい素敵なまち
～ちょっと自慢のふるさとプロジェクト(仮)～

【将来像 プロジェクト変更案】

- ・大好き♥自慢のふるさとプロジェクト
- ・わたしの自慢のふるさとプロジェクト
- ・未来に繋ぐ自慢のふるさとプロジェクト

審議会で2つの変更案について意見交換ができればと思います。

2. まちづくりの基本目標

基本理念にのっとり将来像の実現を目指し、まちづくりの基本目標を以下のように定めます。

1 すくすく子育て学びのまちづくり—子育て・教育・文化分野

- ◆明日の稲敷を担う子どもたちを育みましょう!
- ◆楽しく学び続ける環境をつくりましょう!

2 いきいき元気に暮らすまちづくり—保健・福祉分野

- ◆心穏やかに暮らせる地域をつくりましょう!
- ◆市民の健康と生活の安定を支援しましょう!

3 ゆうゆう安全・安心に暮らすまちづくり—生活環境・環境保全分野

- ◆安全・安心を第一に環境をつくりましょう!
- ◆豊かな地域資源を次世代に継承しましょう!

4 わいわい快適に暮らすまちづくり—産業振興・都市基盤分野

- ◆住みやすいまちづくりを進めましょう!
- ◆仕事づくり、賑わいづくりを進めましょう!

5 がっちり市民と行政が連携するまちづくり—市民参画・行財政分野

- ◆手をとって市民協働を進めましょう!
- ◆戦略的な都市経営を進めましょう!

3. 将来指標

本計画の目標年次の人口は、地域創生に係る人口ビジョンなど、関連する計画との整合を図り、以下のように設定します。

1 将来指標の考え方

我が国の人口は 2006 年をピークに減少傾向に転じており、本格的な人口減少時代に突入しています。本市においても、平成 7 年以降は人口の減少傾向が続いており、人口問題に対する取組にも関わらず、減少傾向はむしろ加速している状況です。

このようななか、国では平成 26 年に「長期ビジョン」が策定され、50 年後に 1 億人の人口を維持することを目指した将来展望が示されました。本市においても、国の長期ビジョンを踏まえて、平成 27 年度に「稲敷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、平成 72 年（2060 年）の人口 32,000 人を目指すとしています。

本計画においては、人口ビジョンを踏まえ平成 72 年（2060 年）の将来人口 32,000 人を展望しつつ、平成 27 年 10 月の国勢調査人口も考慮し平成 41 年度目標年次の将来人口を設定しました。

2 将来指標（将来目標人口）

本市においては、加速化する人口減少に歯止めをかけるため、「稲敷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に位置づける施策・事業に加え、平成 41 年度（目標年次）に向けて政策的な人口対策を積極的に推進します。

具体的には、教育及び子育て環境のさらなる充実、市外の転出抑制や市外からの転入促進につながる就業の場の確保を積極的に推進します。若い世代が住みたくくなるような魅力的な住環境の形成、工業系市街地、圏央道 I C 周辺・P A の活用、公共・交通ネットワークの充実など効果的な土地利用の推進を図ることにより、人口対策を進めます。

このようなことから、平成 41 年度の将来人口は約 35,000 人と推計されます。

また、今後の社会情勢の変化や政策の効果が加速度的に発揮された場合に達成可能な目標人口として 38,000 人を目指します。

平成 41 年度将来人口 約 35,000 人

目標人口 約 38,000 人

4. 施策の大綱

基本目標はシンプル化を図り、柱のみとし、施策の大綱に具体的な取組方向を移動しました。
施策の大綱の取組方向については、すべて文言のみで整理するか、表形式がよいか要検討

基本理念にのっとり将来像の実現を目指し、施策の大綱を以下のように定めます。

1 すくすく子育て学びのまちづくり—子育て・教育・文化分野

◆明日の稲敷を担う子どもたちを育みましょう!

取組みの方向性案	<ul style="list-style-type: none">●質の高い教育・保育及び総合的な子育て支援の充実●社会を生き抜く力を育てる義務教育の推進
----------	---

◆楽しく学び続ける環境をつくりましょう!

取組みの方向性案	<ul style="list-style-type: none">●市民主体の生涯学習社会の構築（図書館・公民館・青少年健全育成）●市民が楽しく取り組める生涯スポーツの推進●地域文化の継承（歴史・文化財、芸術・文化、国際化・国際交流）
----------	--

2 いきいき元気に暮らすまちづくり—保健・福祉分野

◆心穏やかに暮らせる地域をつくりましょう!

取組みの方向性案	<ul style="list-style-type: none">●地域ぐるみの取組など地域福祉の充実（地域福祉・障害者福祉）●高齢者の総合的な福祉の充実と介護保険制度の運用
----------	---

◆市民の健康と生活の安定を支援しましょう!

取組みの方向性案	<ul style="list-style-type: none">●市民の健康づくりと地域医療体制の充実（保健・医療）●生活の安定を支える社会保障の充実（国民年金・国民健康保険など）
----------	---

3 ゆうゆう安全・安心に暮らすまちづくり—生活環境・環境保全分野

◆安全・安心を第一に環境をつくりましょう!

取組みの方向性案	<ul style="list-style-type: none">●市民の生命と財産を守る地域防災の充実●市民の安全を守る消防・交通安全の充実●市民の安心を防犯・消費者生活対策の充実
----------	--

◆豊かな地域資源を次世代に継承しましょう!

取組みの 方向性案	<ul style="list-style-type: none"> ●かけがえのない地域資源である自然環境の保全・活用 ●将来にわたって持続可能な循環型社会の構築
--------------	--

4 わいわい快適に暮らすまちづくり—産業振興・都市基盤分野

◆住みやすいまちづくりを進めましょう!

取組みの 方向性案	<ul style="list-style-type: none"> ●定住促進に資する計画的な土地利用の推進（都市計画・住宅） ●生活を支える公共交通と道路ネットワークの充実 ●公園・緑地の整備と維持管理の促進 ●清潔な生活環境に資する生活排水対策及び上水道の整備促進
--------------	---

◆仕事づくり、賑わいづくりを進めましょう!

取組みの 方向性案	<ul style="list-style-type: none"> ●稲藪の豊かな農地の保全と元気で明るい農業・水産業の振興 ●まちづくりと連携した商業・工業・観光の振興
--------------	--

5 がっちり市民と行政が連携するまちづくり—市民参画・行財政分野

◆手を取りあって市民協働を進めましょう!

取組みの 方向性案	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなで取り組む市民協働・コミュニティづくりの促進 ●市民の人権が尊重される社会づくり（人権・男女共同参画）
--------------	--

◆戦略的な都市経営を進めましょう!

取組みの 方向性案	<ul style="list-style-type: none"> ●適正なサービスのための健全な自治体運営の推進 （行財政・広域行政・公共施設の適正管理） ●広報・広聴の充実及び情報管理の強化（シティプロモーション）
--------------	--

5. 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

稲敷市では豊かな自然の恵みを受け、古代より人々の営みが行われてきました。中世・江戸時代には江戸崎が水運の拠点として栄え、商業が集積するのに伴い道路網などの整備も進みました。

その後、東南部一体の水郷地域では農業基盤整備が充実し、県内でも有数の穀倉地帯となりました。

また、本市は、首都東京の60km～70km圏に位置していたため、高度成長期には台地部に工業団地、住宅団地（南ヶ丘・光葉など）、多くのゴルフ場が建設されるなど都市的土地利用が進展しました。

さらに、東京経済圏の主要な都市を環状に連絡する圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の開通など広域的なインパクトを活かした都市的発展が期待されていましたが、バブル経済崩壊後、低成長時代に突入したことや、少子高齢化を背景とした人口減少時代の到来にあって、江戸崎工業団地への企業進出は進んでいるものの、他都市で進められているような都市的土地利用の具体的な展開には至っていない状況です。

今後、目指すべき将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」を実現するためには、限られた市域のなかで大小の様々なポテンシャルを活かしながら、新たな開発候補地の検討を含めた適正かつ合理的な土地利用を推進し、将来にわたって住み続けられる地域づくりを着実に推進していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、本市における土地利用の基本方針を以下に示します。



1) 暮らしを支える持続可能な土地利用の推進

将来にわたって、市民が住みつけられる持続可能な都市を目指していくことが重要です。そのため、若い世代が住みたくくなるような魅力的な住宅地の形成を計画的に推進するとともに、暮らしを支える商業施設や医療・介護・子育て支援施設などの生活サービス機能が生活圏の中で享受できるような土地利用の展開を図ります。

2) 広域的な立地特性を活かした土地利用の推進

県内でも最も都市化が進んでいる県南地域にあって、つくばと成田の中間に位置し、鹿島港にも近い本市の立地特性、優位性を活かし、広域経済圏の流通・業務・生産などの都市機能を担う都市づくりを推進します。

また、圏央道インターチェンジ、パーキングエリアの開設に伴う広域的な優位性・利便性を活かした土地利用の展開や交通ネットワークの充実を図ることにより、活力ある地域づくりを推進していきます。

3) 自然や農地を守る土地利用の推進

本市の霞ヶ浦、利根川、小野川、新利根川、横利根川など、水が豊富な水辺環境を有する水郷地帯であり、台地部には樹林地などの自然・畑地・果樹地などが点在しています。

これらの自然環境は次世代に引き継ぐべきものであり、将来にわたって、食料の生産基盤としても守っていくべき貴重な財産であることから、計画的に保全していきます。

また、これらの自然環境を稲敷市の魅力づくりに生かし、広域的な観光や健康づくりの場として、また自然と共生する暮らしを実現する場として活用します。

4) 拠点の再構築と地域間連携

効果的な土地利用の展開を目指し、自然的、歴史・文化的な要素や都市的な機能の集積状況等を勘案し、これまでの位置づけも踏まえながら、2つの土地利用ゾーンを設定します。

各ゾーンにおいて、市街地を中心に一定の都市機能が集積し地域の中心となる「地域拠点」、まとまりのある集落で生活関連サービス機能集積し、生活圏での中心となる「生活拠点」、地区センターなど行政サービス機能を有する「行政拠点」を位置づけ、各拠点間の機能分担・機能連携を図っていきます。

また、機能別拠点として、既存の土地利用から工業系市街地拠点、スポーツ・レクリエーション拠点を位置付けるとともに、今後、新たな土地利用を展開する拠点として圏央道 IC・PA 活用拠点を位置付けます。

さらに、今後の土地利用を検討するエリアとして、都市機能検討エリア、霞ヶ浦の活用を沿岸一帯で検討するエリアとして、霞ヶ浦親水エリアを位置付けます。

広域経済圏での有機的な連携、各地域拠点及び生活拠点の連携を促進するため、広域連携軸、地域連携軸を設定し、周辺都市との連携による都市機能の効果的な相互補完ができるよう取り組みます。

2 ゾーン別土地利用の方針

1) 人と自然のにぎわい共生ゾーン(都市的土地利用と自然環境が共生するゾーン)

■ゾーンの特徴

本ゾーンは、本市の西部に位置し、ゾーン北部の台地エリアには江戸崎及び柴崎・角崎の住居・商業系市街地と、江戸崎工業団地、下太田工業団地、高田地区などの工業系市街地、新庁舎周辺地区等の都市的土地利用エリアが集積しています。また、南部は利根川流域の広大な水田地帯を有するゾーンです。

■エリア・拠点・ネットワークの考え方

新庁舎周辺や江戸崎市街地、柴崎・角崎市街地については、工業系市街地拠点との都市機能の分担を図りながら、本市の中心的な役割を担う地域拠点機能の充実を図ります。

また、若い世代が住み続けられるよう、地域拠点を中心に住宅地の整備や空き家対策を推進していくとともに、市街地の周辺や交通利便性の良好な場所において都市機能検討エリアを位置付け、住居系、流通・業務、生産系など、新たな都市機能の受け皿の整備を検討していきます。

一方、飛躍的に向上した東京経済圏へのアクセス性を活かし、稲敷インターチェンジ、稲敷東インターチェンジ周辺を圏央道 IC・PA 活用拠点に位置付け、広域経済圏の流通・業務系、生産系の土地利用誘導を検討するとともに、江戸崎パーキングエリア周辺において、広域的な消費需要を対象とした土地利用の展開を検討します。

さらに、常磐線沿線鉄道駅等へのアクセスの強化及び広域的な地域間のネットワークを構築するための交通網の整備充実を目指します。

2) 水と緑のふるさと交流ゾーン(自然的土地利用に生活拠点が点在するゾーン)

■ゾーンの特徴

本ゾーンは、本市の東部に位置し、ゾーン西側の一部台地を除き、おおむね水田や集落で構成され、霞ヶ浦、利根川、横利根川、新利根川などの水に恵まれた親水空間と、流域の広大な水田地帯を有しています。

■エリア・拠点・ネットワークの考え方

国道 51 号が縦貫し、国道 125 号と連絡する西代地区は、商業サービス機能を中心に広域的なポテンシャルが高いことから、効果的な土地利用の誘導を図るなど、地域拠点機能の充実を図ります。

また、一定のまとまった集落、住宅地が集積する阿波、古渡、浮島、幸田・光葉などの主要地区においては、今後も都市的機能を集約し、地域の中心的な役割を担う地区であることから日常生活の利便性の確保を目指し、生活拠点機能の充実を図るとともに、行政サービス機能を担う行政拠点(須賀津、結佐・上之島)との機能連携を行います。

一方、筑波東部工業団地や工業機能が集積する高田・神宮寺地区を工業系市街地拠点に位置づけるとともに、桜川総合運動公園や和田公園については、スポーツ・レクリエーション拠点に位置づけます。

さらに、霞ヶ浦湖岸は、本市固有の地域資源であることから、霞ヶ浦親水エリアとして広域的なサイクリングロードの整備を促進するとともに、観光や体験型等のレクリエーション機能の整備・充実を検討し、交流人口の拡大に繋がります。

なお、広域間および地域間のネットワーク構築については、佐原、潮来、成田・神崎へのアクセスの強化及び交通網の整備充実を目指します。

■ 将来都市構造のイメージ

